単価契約仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所
（担当：吉川、細川　電話：075-572-8465）

件　　名	（単価契約）炭酸ソーダ（デンス灰）（京都市東部山間埋立処分地）
形状・寸法	粉体（白色粉末又は粒）
予定数量	１１２，０００ｋｇ
契約期間	令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

契約条件

本薬品は、京都市東部山間埋立処分地における浸出水を処理するに当たり、浸出水中のカルシウム成分による、機器、配管へのスケール障害を防ぐために使用する。

１　納品場所（別紙１参照）

京都市東部山間埋立処分地　浸出水前処理施設（第１処理施設）

京都市伏見区醍醐上山田１番地他

２　予定数量

１１２，０００ｋｇ

予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

３　薬品の仕様

項目	単位	規格
純度（T-Na_2CO_3）	%	99.2以上
塩化ナトリウム（NaCl）	%	0.5以下
酸化第二鉄（Fe_2O_3）	%	0.003以下
水不溶分	%	0.01以下
加熱減量	%	0.3以下
見掛比重	―	1.1～1.3
粒度（1.00㎜以上）	%	3以下
粒度（125μｍ以下）	%	6以下
異物（1180μｍ上）	個/500ｇ	0
異物（1180～500μｍ）	個/500ｇ	5以下
異物（500～250μｍ）	個/500ｇ	15以下

※　試験法は、JIS　K　1201によるものとする。

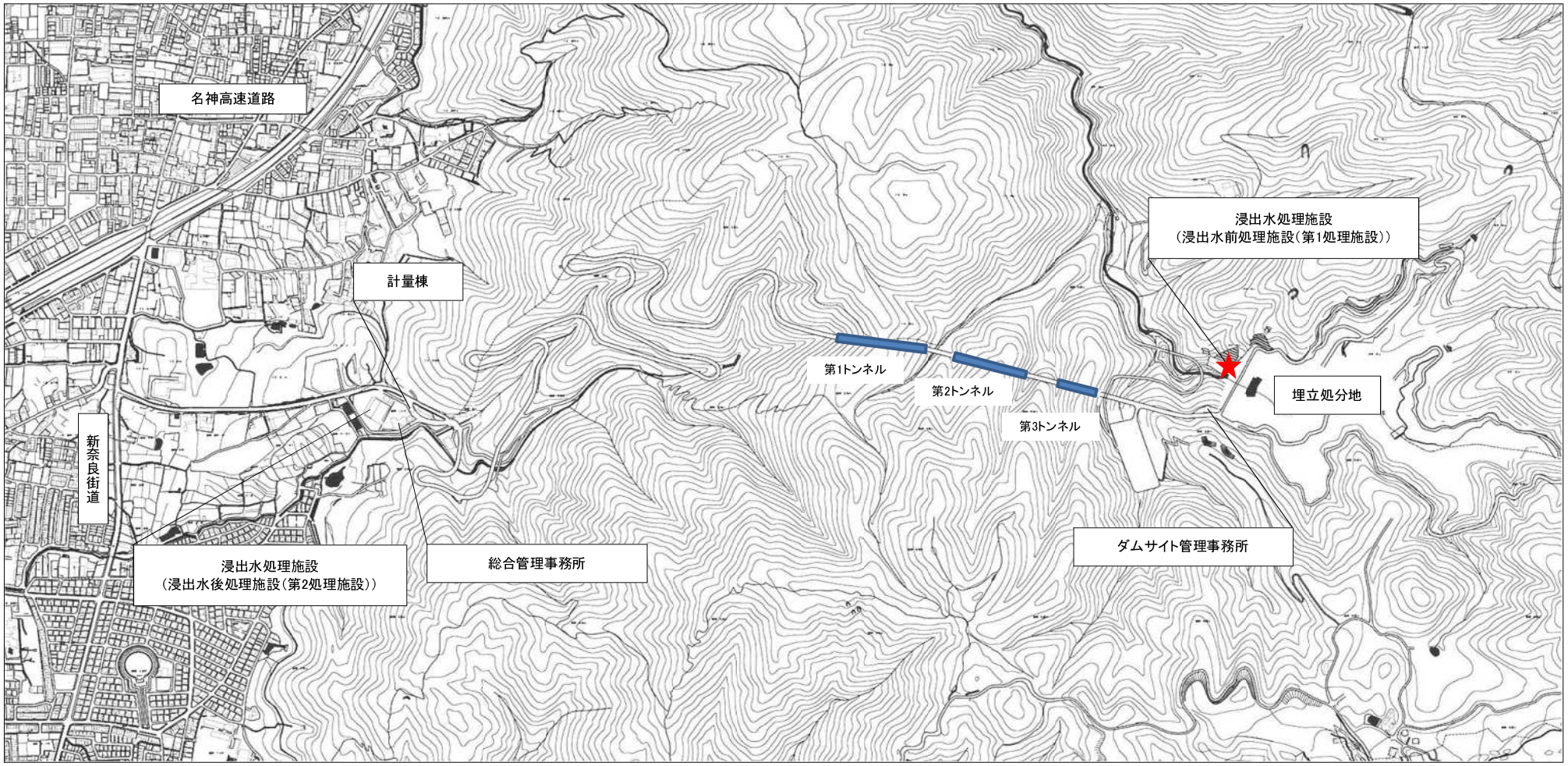
契約条件	4　納品に関する事項 ⑴　粉体として納入すること。 ⑵　運搬等は、吸湿に注意し、納入時に配管及び機器等に損傷を与えた場合は、納入者の責任において復旧すること。 ⑶　本市が指定する日時（土、日、祝日を含む。）に、指定する数量を迅速に搬入できる体制とすること。 ⑷　１回当たりの納入数量は、指定する数量（５～１０ｔ）に対応すること。 なお、発注から納入までの期間は、原則７日以内とし、困難な場合は、予め環境政策局埋立事業管理事務所の担当職員（以下「本市担当職員」という。）と協議すること。 ⑸　搬入は、ジェットパック車で行い、専用車とすること。また、納品場所敷地内は、トレーラーは通行できないため使用しないこと。 ⑹　ジェットパック車の接続金具は、受入カップリング（VF10K-100A）に合うものとすること。 ⑺　指定時間帯以外は、原則、構内での待機は行わないこと。 5　資格に関する事項 ⑴　毒物及び劇物取締法第４条に基づく、毒物又は劇物の販売業の登録を行っていること。 ⑵　製造メーカーは、食品衛生法による「添加物製造業」の許可を取得している者とし、許可された工場で製造したものを納入すること。 なお、搬入時に納入されたものから抜取り検査を行う場合がある。 6　提出書類 ⑴　毒物及び劇物取締法第４条に基づく、毒物又は劇物の販売業の登録証の写し及び連絡体制表を提出すること。また、本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙２）を事前に提出すること。 ⑵　食品衛生法による「添加物製造業」の許可証の写しを提出すること。 ⑶　契約締結後、製品安全データシート（SDS）を提出すること。 ⑷　毎回搬入時、第三者機関等による計量証明書及び製造メーカー発行の品質証明書又は試験成績書（共に直近１箇月以内のもの）を提出すること。 ⑸　毎月月始めに前月１箇月分の納品書、納品内訳書（納入日及び納入数量がわかるもの）、請求書を提出すること。

契 約 条 件	7　支払方法 原則、１箇月ごとに支払うものとする。 8　その他 ⑴　契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。 ⑵　契約締結後、速やかに本市担当職員と打合せを行い、その他詳細については、本市担当職員の指示に従うこと。 ⑶　契約業者は、埋立事業管理事務所構内を車両で走行する場合には、原則、契約業者の責任において用意したパトライトを車両の屋根等に設置し、構内制限速度を守り、安全に運転すること。

注　本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

別紙1

京都市東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）全体図



（別紙２）

再委託承諾申請書

令和　年　　月　　日

（宛先　京都市長）

（受注者）
住　所
名　称
代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1　契約件名

2　再委託の内容　搬入

3　再委託の相手方
⑴ 商号又は名称

⑵ 氏名又は代表者の職・氏名

⑶ 所在地

⑷ 電話番号

4　その他
この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。
受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）